

第4章 関係機関との連携について

1 はじめに

(1) 連携とは

連携とは、学校だけでは対応しきれない児童生徒の問題行動に対して、関係機関と協力し、問題解決のために相互支援をすることです。すべてを相手に委ねるのではなく、**学校で「できること」「できないこと」を見極め、対応できない点を外部の専門機関などに援助してもらうという考え方が大切です。**

(2) 連携のポイント

学校が関係機関等と連携を図っていく場合、児童生徒の精神的発達を促すための連携と、問題行動への対応を行う際の連携があります。

児童生徒の発達を促すための連携

個々の児童生徒の自尊感情等の育成や規範意識の醸成など、学校教育全体を通じて積極的に生徒指導の働きかけを行い、問題行動を未然に防止するという視点を持つことが重要です。

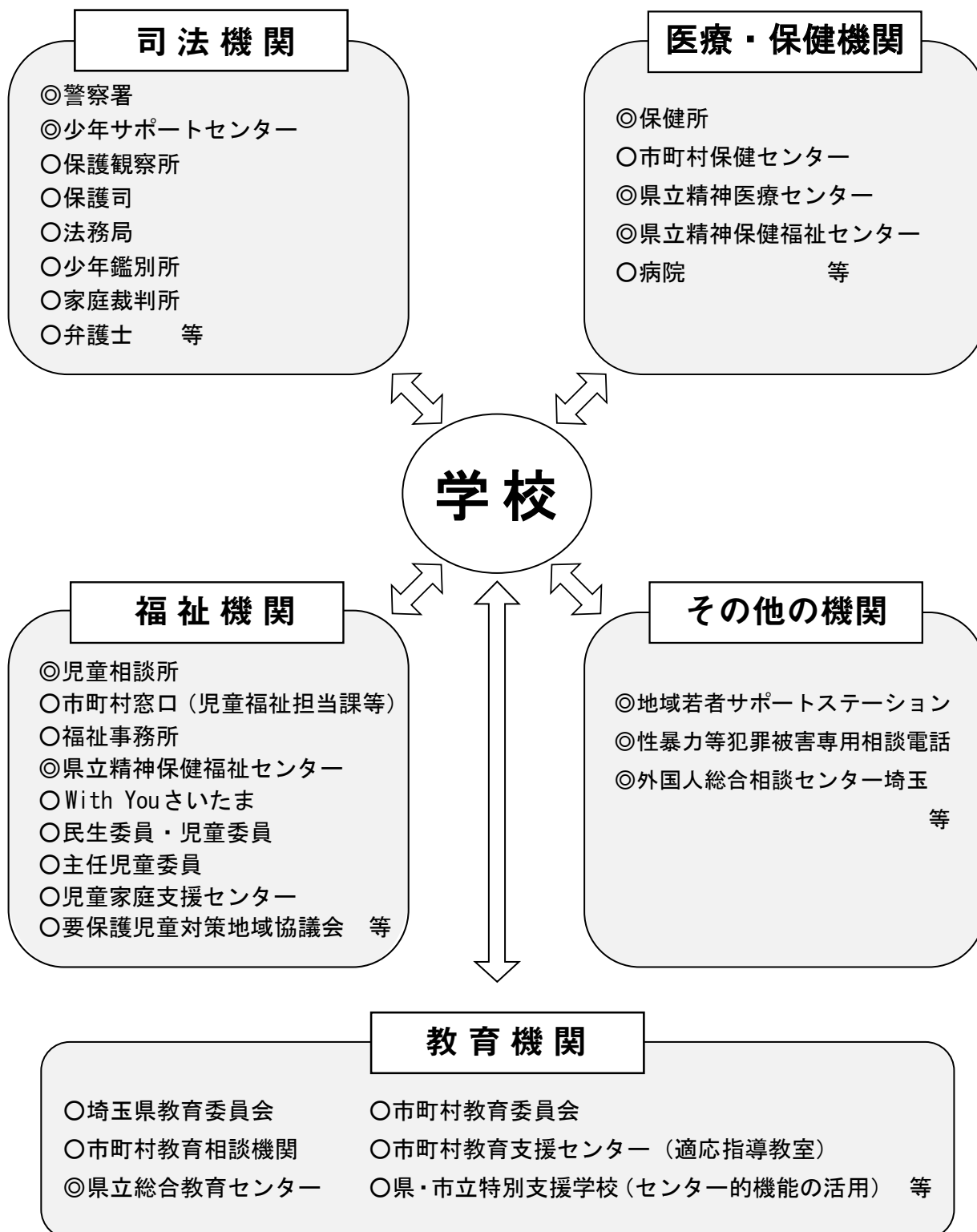
問題行動への対応を行う際の連携

児童生徒の起こす問題行動の背景・要因に、家庭や生育環境などが複雑に関わっていることがあります。学校のみでは解決できない課題については、学校が関係機関と相互に協力して対応することが重要です。

連携のポイント

- ・ 日頃から情報交換等を行い、いざというとき相談しやすい関係を構築する。
- ・ 学校が問題を抱え込んだり、関係機関に丸投げしたりしてはいけない。
- ・ 全職員が連携の必要性について理解しておくことが大切。
- ・ 情報収集やケース会議の運営、外部との連絡窓口など、中心的な役割を担う教員を明確にする。
- ・ 学校は必要に応じ、各自治体の個人情報保護条例に留意しながら児童生徒の抱える背景やその要因、学校としての指導方針、役割分担等を連携先に明確に示す。

2 関係機関との連携の全体像



※ ◎ 88 ページ以降に連絡先の掲載あり ○ 連絡先の掲載なし

【参考】県立総合教育センター平成29年度調査研究中間報告書『「チーム」の視点を取り入れた教育相談体制に関する調査研究 (http://www.center.spec.ed.jp/?page_id=257)】

3 主な関係機関と役割

司法機関

<input type="checkbox"/> 各警察署	・ 犯罪行為への対応、少年相談、非行防止教室等の実施
<input type="checkbox"/> 少年サポートセンター	・ 警察における少年相談（少年自身や保護者・関係者等）の窓口
<input type="checkbox"/> 保護観察所	・ 保護観察となった少年等に対する遵守事項の指導監督、立ち直りの援護
<input type="checkbox"/> 保護司	・ 保護観察中の少年に対する面接の実施、学校との連携
<input type="checkbox"/> 法務局	・ 人権侵犯事件の調査・処理、人権相談、人権尊重思想の啓発活動等
<input type="checkbox"/> 少年鑑別所	・ 家庭裁判所により送致された少年の収容、審判等に資するための少年の資質の鑑別
<input type="checkbox"/> 家庭裁判所	・ 送致、通告された非行少年の性格や成育歴等の調査、処分等の決定
<input type="checkbox"/> 弁護士	・ 法的トラブルに関する相談等

医療・保健機関

<input type="checkbox"/> 保健所	・ 子供の健康相談、心に関する相談等
<input type="checkbox"/> 保健センター	・ 子供の健康相談、心に関する相談、健康診査、保健指導等
<input type="checkbox"/> 精神医療センター	・ 精神科単科の病院
<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター	・ 精神科医、精神保健福祉士、保健師等の配置 ・ 精神保健に関する相談・指導・支援等
<input type="checkbox"/> 病院	・ 疾患の治療等

3 主な関係機関と役割

福祉機関

□児童相談所	・ 18歳未満の子供に関する相談、児童生徒や親への指導、支援、児童虐待への対応
□市町村の児童福祉担当課	・ 児童福祉に関する必要な実態把握・情報提供、家庭等からの相談対応・調査・指導
□福祉事務所	・ 生活保護、児童福祉、障害者福祉に関して援護、育成または更生の措置に関する事務
□精神保健福祉センター	・ 精神科医、精神保健福祉士、保健師等の配置 ・ 精神保健に関する相談・指導・支援等
□With You さいたま	・ 家庭内暴力の相談、男女共同参画社会づくりのための取組支援
□民生委員・児童委員	・ 児童等の生活や環境の状況把握、児童等に対する指導・援助、児童福祉の増進を図るための活動等
□主任児童委員	・ 児童福祉に関する機関と民生児童委員との連絡調整、民生・児童委員の活動への援助等
□児童家庭支援センター	・ 児童、家庭、地域住民から地域の児童に関する問題についての相談に応じ、助言・指導
□要保護児童対策地域協議会	・ 要保護児童及びその保護者に関する情報交換、支援内容の協議

その他の機関

□地域若者サポートステーション	・ 働くことに悩みを抱える15歳～39歳までの若者に対する相談、就労に向けた支援等
□性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン）	・ 性犯罪、性暴力被害者のための電話相談、面接相談、医療機関受診等
□外国人総合相談センター	・ 外国人を対象とした相談（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語）

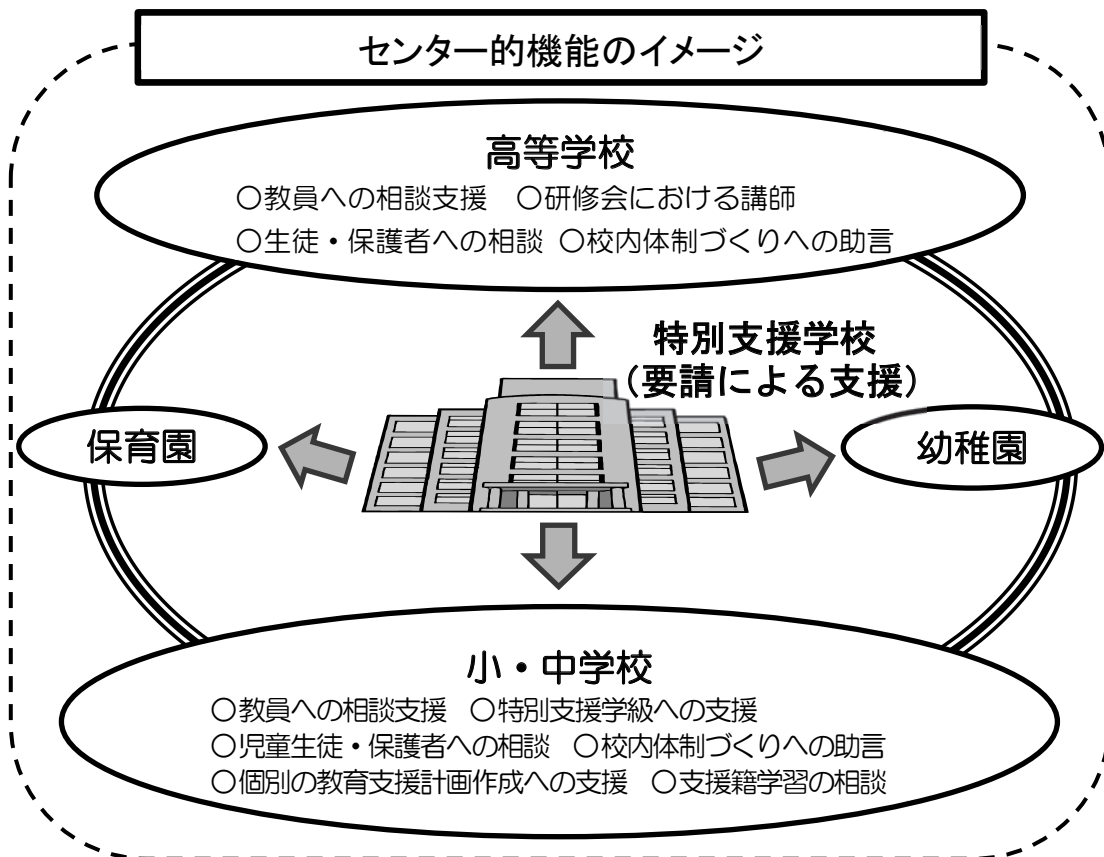
コラム 特別支援学校のセンター的機能

「障害のある児童生徒に応じた適切な教育について、特別支援学校が持っている専門性を生かして支援すること等」を特別支援学校のセンター的機能と言います。

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的機能を担う位置づけになっています。支援を受けたい場合は、学区の特別支援学校に連絡し、相談してみましょう。

【センター的機能の具体例】

- ① 小・中学校等の教員への支援
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③ 障害のある児童生徒等への指導・支援
- ④ 福祉、医療、労働関係機関等との連携・調整
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力 等



4 関係機関一覧

4 関係機関一覧

司法機関

○ 埼玉県警察 各警察署

※学校から相談する際には、学校所在地に応じた警察署に相談する。

※児童生徒の家庭等から相談する際には、居住地に応じた警察署に相談する。

名称	電話番号	担当区域
浦和警察署	048-825-0110	さいたま市浦和区（上木崎1丁目を除く）、南区
浦和東警察署	048-712-0110	さいたま市緑区
浦和西警察署	048-854-0110	さいたま市中央区(大字上落合、新都心を除く)、桜区、浦和区（上木崎1丁目）
大宮警察署	048-650-0110	さいたま市北区、大宮区（上小町、櫛引町1丁目、三橋1～4丁目を除く）、中央区（大字上落合、新都心）
大宮東警察署	048-682-0110	さいたま市見沼区
大宮西警察署	048-625-0110	さいたま市西区、大宮区（上小町、櫛引町1丁目、三橋1～4丁目）
蕨警察署	048-444-0110	蕨市、戸田市
川口警察署	048-253-0110	川口市の一部（武南警察署の区域を除く）
武南警察署	048-286-0110	川口市（芝川（新芝川との分岐点より下流を除く）及び新芝川より東（東領家4・5丁目を除く））
朝霞警察署	048-465-0110	朝霞市、志木市、和光市
新座警察署	048-482-0110	新座市
草加警察署	048-943-0110	草加市、八潮市
上尾警察署	048-773-0110	上尾市、桶川市、伊奈町
鴻巣警察署	048-543-0110	鴻巣市、北本市
川越警察署	049-224-0110	川越市
東入間警察署	049-269-0110	富士見市、ふじみ野市、三芳町
所沢警察署	04-2996-0110	所沢市
狭山警察署	04-2953-0110	狭山市、入間市
西入間警察署	049-284-0110	坂戸市、鶴ヶ島市、鳩山町、越生町、毛呂山町
飯能警察署	042-972-0110	飯能市、日高市
東松山警察署	0493-25-0110	東松山市、川島町、吉見町、滑川町
小川警察署	0493-74-0110	小川町、嵐山町、ときがわ町、東秩父村
秩父警察署	0494-24-0110	秩父市（旧吉田町の区域を除く）、横瀬町、皆野町、長瀬町

名称	電話番号	担当区域
小鹿野警察署	0494-75-0110	小鹿野町、秩父市（旧吉田町の区域）
本庄警察署	0495-22-0110	本庄市（旧児玉町の区域を除く）、上里町
児玉警察署	0495-72-0110	本庄市（旧児玉町の区域）、美里町、神川町
熊谷警察署	048-526-0110	熊谷市
深谷警察署	048-575-0110	深谷市（旧川本町、花園町の区域を除く）
寄居警察署	048-581-0110	寄居町、深谷市（旧川本町、花園町の区域）
行田警察署	048-553-0110	行田市
羽生警察署	048-562-0110	羽生市
加須警察署	0480-62-0110	加須市
岩槻警察署	048-757-0110	さいたま市岩槻区、蓮田市
春日部警察署	048-734-0110	春日部市
越谷警察署	048-964-0110	越谷市
久喜警察署	0480-24-0110	久喜市（旧栗橋町の区域を除く）、白岡市
幸手警察署	0480-42-0110	幸手市、久喜市（旧栗橋町の区域）
杉戸警察署	0480-33-0110	杉戸町、宮代町
吉川警察署	048-958-0110	吉川市、三郷市、松伏町

○ 埼玉県警察少年サポートセンター

名称	電話番号・所在地	受付・相談時間等
埼玉県警察少年サポートセンター	048-865-4152 武蔵浦和ラムザタワー3階	電話・面接 月～土
埼玉県警察少年サポートセンター （ヤングテレホンコーナー）	048-861-1152 武蔵浦和ラムザタワー3階	8:30～17:15 （面接は予約制）
少年サポートセンター 西分室川越相談室	049-239-6598 川越市教育センター分室 1階	電話・面接 月～金 9:00～16:00 （面接は予約制）
少年サポートセンター 北分室熊谷相談室	048-524-4016 熊谷市立婦人児童館 2階	
少年サポートセンター 東分室越谷相談室	048-963-0100 埼玉県越谷合同庁舎内越谷 建築安全センター2階	

4 関係機関一覧

医療・保健機関

○ 埼玉県内の保健所一覧

名称	電話番号	担当区域
南部保健所	048-262-6111	蕨、戸田
朝霞保健所	048-461-0468	朝霞、志木、和光、新座、富士見、ふじみ野、三芳
春日部保健所	048-737-2133	春日部、松伏
草加保健所	048-925-1551	草加、八潮、三郷、吉川
鴻巣保健所	048-541-0249	鴻巣、上尾、桶川、北本、伊奈
東松山保健所	0493-22-0280	東松山、滑川、嵐山、小川、川島、吉見、ときがわ、東秩父
坂戸保健所	049-283-7815	坂戸、鶴ヶ島、毛呂山、越生、鳩山
狭山保健所	04-2954-6212	所沢、飯能、狭山、入間、日高
加須保健所	0480-61-1216	行田、加須、羽生
幸手保健所	0480-42-1101	久喜、蓮田、幸手、白岡、宮代、杉戸
熊谷保健所	048-523-2811	熊谷、深谷、寄居
本庄保健所	0495-22-6481	本庄、美里、神川、上里
秩父保健所	0494-22-3824	秩父、横瀬、皆野、長瀬、小鹿野
さいたま市保健所	048-840-2205	さいたま
川越市保健所	049-227-5101	川越
越谷市保健所	048-973-7530	越谷
川口市保健所	048-266-5557	川口

○ 埼玉県立精神医療センター

電話番号	受付
048-723-6803 ※初診電話予約	土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日 平日 8:45～17:00

○ 埼玉県立精神保健福祉センター

相談内容	電話番号	受付・相談時間等
精神保健福祉相談（精神的な病気、不安や悩みで生活に支障がある、対人関係・引きこもりの悩み）	048-723-3333 ※さいたま市以外の方	来所相談予約受付 月～金 9:00～17:00 ※予約専用電話 048-723-6811

福祉機関

○ 埼玉県児童相談所一覧

名称	電話番号	管轄区域
中央児童相談所	048-775-4152	鴻巣、上尾、桶川、久喜、北本、蓮田、白岡、伊奈
南児童相談所	048-262-4152	川口、蕨、戸田
川越児童相談所	049-223-4152	川越、東松山、富士見、ふじみ野、坂戸、鶴ヶ島、日高、三芳、毛呂山、越生、滑川、嵐山、小川、ときがわ、川島、吉見、鳩山、東秩父
所沢児童相談所	04-2992-4152	所沢、飯能、狭山、入間、朝霞、志木、和光、新座
熊谷児童相談所	048-521-4152	熊谷、行田、秩父、加須、本庄、羽生、深谷、横瀬、皆野、長瀨、小鹿野、美里、神川、上里、寄居
越谷児童相談所	048-975-4152	春日部、越谷、幸手、宮代、杉戸、松伏
草加児童相談所 ※平成31年4月～	048-920-4152	草加、八潮、三郷、吉川
さいたま市 児童相談所	048-711-2416	さいたま

その他の機関

○ 地域若者サポートステーション

相談機関	電話番号	受付・相談時間等
かわぐち若者サポートステーション	048-255-8680	開所日：月～土（祝日除く） 時間：9：00～16：30
かわごえ若者サポートステーション（かわぐち若者サポートステーション常設サテライト）	049-236-3541	開所日：月、火、金（祝日除く） 時間：9：00～16：30
深谷若者サポートステーション	048-577-4727	開所日：月～金、第4土 時間：9：00～17：00
地域若者サポートステーションさいたま	048-650-9898	開所日：月～金、第1土～第4土（祝日を除く） 時間：9：30～17：00
埼玉とうぶ若者サポートステーション	048-741-6583	開所日：月～日（祝日除く） 時間：10：00～17：00

※平成31年3月31日現在の情報。最新情報は <http://saposute-net.mhlw.go.jp/> を参照。

4 関係機関一覧

○ 性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン）

電話番号	受付・相談時間等
048-839-8341	電話 月～金 8：30～21：00 土 13：00～17：00 ※相談は女性相談員が対応 ※面接は予約制 ※医療機関受診（緊急避妊の処置、性感染症等の検査） 【緊急避妊の措置は 72 時間以内】 ※医療機関における証拠資料採取 ※法律相談 ※付き添い支援（必要に応じて相談員が病院・警察・弁護士事務所などへ付き添う）

○ 外国人総合相談センター埼玉

相談内容	電話番号	受付・相談時間等
外国語による生活全般の相談	048-833-3296	月～金 9：00～16：00 ※面接相談は予約が必要 F A X：048-833-3600 Eメール：sodan@sia1.jp

※ 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、やさしい日本語 に対応